

令和7年11月 4日

競技種日常任委員 様
各単位団代表者 様

公益財団法人広島市スポーツ協会
広島市スポーツ少年団
本部長 武田 昭典

令和8年度広島市スポーツ少年団国際・国内スポーツ交流事業の公募について（ご案内）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、広島市スポーツ少年団活動にご理解・ご協力いただき、感謝いたします。

さて、標記のことについて、別紙要領及びチラシのとおり募集いたします。

つきましては、事業実施を希望される団がおられましたら、下記の必要書類の提出をお願いします。

より多くの団に交流を実施していただくことを目的としていることから、積極的にご検討いただきますようお願いいたします。

なお、要領及び申込関係書類は広島市スポーツ協会ホームページの広島市スポーツ少年団のコーナーからもダウンロードできますので、ご活用ください。

記

1 申込方法

次の書類を下記連絡先へ提出してください。

- (1) 申込書
- (2) 事業計画書
- (3) 日程表
- (4) 予算書

2 公募期間

令和8年1月30日（金）まで【必着】

3 選定方法

広島市スポーツ少年団本部委員会事業推進担当が内容等を審査して決定します。

※選定結果については、令和8年3月末までにお知らせする予定です。

《連絡先》

公益財団法人広島市スポーツ協会

事務局 競技スポーツ係 担当：檜垣

TEL 082-243-0579 FAX 082-249-3641

E-mail kyougi-sp3@sports-or.city.hiroshima.jp

令和 8 年度 広島市スポーツ少年団国際・国内スポーツ交流事業 実施・助成要領

1 目的

他都市とのスポーツ少年団交流を通して相互理解と友好を深め、スポーツ少年団活動の活性化に寄与するため、この事業の実施に係る経費の一部を助成する。

2 主催

公益財団法人広島市スポーツ協会 広島市スポーツ少年団

3 主管

実施単位団または競技種目別スポーツ少年団

4 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 9 年 3 月 3 1 日(水)

5 交流方法

派遣または受入

派遣とは、広島市以外の市町村のスポーツ少年団を訪問する交流事業をいう。
受入とは、広島市以外の市町村のスポーツ少年団が来広する交流事業をいう。
国際交流の場合は、各国の社会青少年団体との派遣または受入（日独スポーツ少年団同時交流（受入）を含む）を行う。

6 交流期間

派遣または受入ともに 1 泊 2 日以上

7 交流人数

派遣または受入ともに団員 1 0 人以上とする。

8 交流内容

競技による活動に併せて、次の(1)～(4)の内容を 1 つ以上行う。

- (1) 競技以外の交流活動
バーベキュー、キャンプファイヤーなどの野外活動やレクリエーション活動
- (2) 学習活動
自然観察、文化鑑賞や特色ある施設等を見学し、見聞を深める活動
- (3) 社会活動
清掃活動などのボランティア活動
- (4) その他相互理解と友好を深める活動

9 募集数

派遣または受入 計 3 事業

10 助成金額

派遣または受入ともに事業の実施に係る総経費の 2 分の 1 以内の額で、1 事業あたり 100,000 円を限度とする。

ただし、日独スポーツ少年団同時交流（受入）については 150,000 円を限度とする。

11 申し込み

令和 8 年 1 月 3 0 日（金）までに所定の用紙で申し込む。

12 実施手順

- (1) 事業計画書及び予算書を本部委員会で審査し、助成事業として内定された場合は、事業実施日の 3 週間前までに、事務局へ助成金交付申請書を提出する。
- (2) 事業の助成が正式決定し、助成金の交付を受ける。
※ 助成金は、事業実施日 1 週間前を目途に支給されます。なお、その他詳細は内定時に通知されます。

13 留意事項

- (1) 主たる目的が、交流先での競技大会（交流先の団が主催する招待試合・大会等を含む）への参加の場合は、助成対象の事業とならない。
- (2) 受入は、事業拠点を広島市内とすること。
- (3) 要領に定められていない事項については、本部委員会で判断する。